

2業種の 三重県特定(産業別)最低賃金額が 改正されます

三重県特定（産業別）最低賃金

電線・ケーブル製造業
最 低 賃

時間額 **1,097 円**

発効日 令和7年12月21日

建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品
製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、
産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、
その他の輸送用機械器具製造業最低賃金

時間額 **1,111 円**

発効日 令和7年12月21日

※ 「三重県銑鉄鋸物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金」、「三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の取扱いについて

「三重県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

したがって、「三重県銑鉄鋸物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金（時間額739円、日額5,907円 平成10年12月15日発効）」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金（時間額762円、平成15年12月15日発効）」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金（時間額843円、平成27年12月20日発効）」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金（時間額923円、令和3年12月21日発効）」、「三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（時間額1,031円、令和6年12月21日発効）」が適用される労働者については、三重県最低賃金（時間額1,087円）の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認！

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金 特設サイト

検索

最低賃金に関するお問い合わせは三重労働局
または最寄りの労働基準監督署へ

三重労働局

検索

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ

検索

「最低賃金」についてのお問合せは、

三重労働局労働基準部賃金室（電話059-226-2108）又は最寄の労働基準監督署へ